

報酬算定上必要な人員配置を満たさないことが判明した場合の
変更にかかる届出の取扱いについて

1 趣旨

障害福祉サービス事業に係る人員配置について、基準を超えた一定の手厚い人員配置を行った場合、届出のうえ高い報酬単価設定ができる。

現状の報酬単価よりも高い報酬単価となる人員配置区分の変更を行う際は、他の加算の届出期限と同様に前月の15日が締め切りとなっているが、一方で、高い報酬単価となる人員配置区分を元々とっていた場合で、当該人員配置がとれない（必要人員配置数が不足する）場合は、低い報酬単価で請求を行うこととなり、その旨を遡って届出をする必要があるが、この場合の届出書の提出の取扱いについて定めるもの。

2 届出

月末時点で人員配置の実績を確認し、結果的に当該月の報酬算定上必要な人員配置数が不足していることが判明した時点で、低い報酬単価となる人員配置区分に変更する内容を請求期限である翌月10日までに電話等にて指定事業係指定担当あて報告し、以下の届出書をFAXにて送信する（追って正式な届出は郵送にて送付する）。

- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）
- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- 実績勤務形態一覧表（別紙2-2）※ただし、FAXで送付時は氏名を消して送信してください。

また、上記の理由が、非常勤職員の急な休暇等であるなどの理由から低い報酬単価となるのが当該月のみで、翌月からはまた高い報酬単価での人員配置が可能となることが明らかな場合は、併せて翌月から体制を戻す内容での届出を送付する。

ただし、10日を過ぎてしまった場合は、すみやかに指定事業係指定担当まで相談すること。

（例）就労継続支援事業所の場合

6月	7月	8月
7.5 : 1	10 : 1	7.5 : 1

月末時点で、7月分の常勤換算が7.5 : 1の人員配置に必要な配置数を満たさないことが判明。

【8月10日までに】

- (1) 指定担当に電話し報告
- (2) その後FAXにて届出書送付
 - ① 7月1日から10 : 1の人員配置区分の変更
 - ② 8月分は7.5 : 1に戻ることが判明していれば、併せて届出
- (3) FAXで送信した届出書を後日郵送にて提出

3 当該取扱いの対象となるサービス

- (1) 就労継続支援事業の人員配置区分（7.5 : 1、10 : 1）
- (2) 共同生活援助の人員配置区分（4 : 1、5 : 1、6 : 1）
- (3) 生活介護の人員配置体制加算（1.7 : 1、2 : 1、2.5 : 1）